

静かな空をもとめて

2017年
1月18日(水)

第2次 新横田基地 公害訴訟

号外

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

第17回口頭弁論 午後2時～

結審弁論前の最後の法廷です。

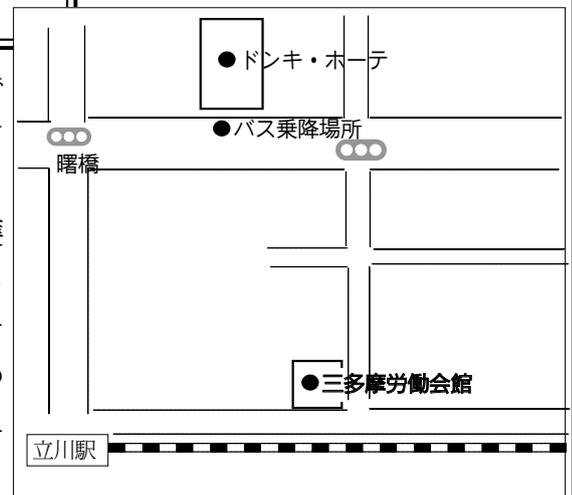
今回は、横田基地周辺に暮らす私たちが受けている被害についての陳述と、横田基地周辺空域が航路が交錯する危険な空域であること、その中を訓練飛行する軍用機の騒音などは、現在の騒音コンターに十分に反映されていないことについての陳述を行います。現行のコンター図と場周経路を重ねた図（号外の裏面）を見ながら陳述をお聞きください。

陳述を担当するのは、佐藤宙弁護士と山本哲子弁護士です。

報告集会 午後3時頃から 三多摩労働会館にて行います

今回の報告集会は、三多摩労働会館（立川駅北口）で行います。バス移動となりますので、案内にしたがってご移動ください。

報告集会では、法廷での陳述内容とともに、現在弁護団で作成中の最終準備書面の概要について、弁護団から説明してもらいます。弁護団からは、法廷での陳述を担当する佐藤弁護士と山本弁護士に加えて、飛行差止め問題などで弁護団の中核を担っている中村晋輔弁護士にも参加していただきます。



第19回進行協議 口頭弁論終了後

法廷終了後、裁判所、弁護団、国側で、3月1日の結審弁論期日の持ち方について協議を行います。原告・弁護団からは、この裁判の意義、騒音被害の深刻さ、差止めの必要性、国の主張の不合理性等を裁判官に直接訴えかけるため、十分な時間を確保してもらうよう求めています。国側は30分程度の簡略な弁論で十分としています。

こうしたところにも、住民の被害の訴えに真摯に向き合おうとしない国の態度が表れていると言えるのではないのでしょうか。